



平成28年2月20日

「平成28年度の年金額」

総務省から1月29日「平成27年平均の全国消費者物価指数」(生鮮食品を含む総合指数)が公表されました。この結果、平成28年度の年金額は、物価、賃金によるスライドは行われず、平成27年度から据え置きとなります。ただし、被用者年金一元化法により端数処理が変更になったため、平成28年4月分の改定から、月額で数円の増減が生じます。



★ 端数処理が変更とは、

平成27年10月に施行された「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」により、年金額(年額)の端数処理がそれまでの100円未満四捨五入から、1円未満四捨五入に改められました。これにより、基礎年金が満額でない方の年金額や厚生年金の年金額については、基本的に各年金単位で年額50円以下(月額4円以下)の増減が生じます

★ 平成28年度の新規裁定者(67歳以下の人)の年金額例 ★

NEKKIN	平成27年度(月額)	平成28年度(月額)
国民年金 (老齢基礎年金(満額):1人分)	65,008円	65,008円
厚生年金 (夫婦2人分の老齢基礎年金を含む 標準的な年金額)	221,507円	221,504円

* 厚生年金は、夫が平均的収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)42.8万円)で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準です。

* 上記表の厚生年金(報酬比例部分)の場合の端数処理

平成27年度の厚生年金(報酬比例部分)の年金額は、100円未満四捨五入のため、1,097,866円(年額)⇒1,097,900円(年額)でした。

平成28年度については、1円未満四捨五入のため、1,097,866円(年額)となり、月額では3円変わります。

なお、

★ 平成28年度の国民年金保険料額は(月額) **16,260円** (平成27年度から670円の引上げ)

★ 平成29年度の国民年金保険料額は(月額) **16,490円** (平成28年度から230円の引上げ)

★ 物価変動に応じた改定ルールが法律に規定されている次の手当については、0.8%の引上げとなります。

		平成27年度(月額)	平成28年度(月額)
母子家庭・父子家庭 などに対する給付	児童扶養手当 子1人、全部支給の場合	42,000円	42,330円
	特別児童扶養手当	(1級) 51,100円 (2級) 34,030円	(1級) 51,500円 (2級) 34,300円
障害者 などに対する給付	特別障害者手当	26,620円	26,830円
	障害児福祉手当	14,480円	14,600円
原子爆弾被爆者に などに対する給付	健康管理手当	34,030円	34,300円

★ 在職老齢年金の支給停止調整変更額の改定

平成28年度の在職老齢年金の支給停止調整開始額等については平成27年度から変更ありません。